

「<荘銀>預金連動型住宅ローン」 キャッシュバックサービス規定

第 1 条 (キャッシュバックサービス)

キャッシュバックサービスとは、<荘銀>預金連動型住宅ローンを借入の場合に、<荘銀>預金連動型住宅ローンの残高と株式会社荘銀銀行 (以下「当行」といいます。) に届出・登録された普通預金口座の残高を対象に別途定める計算式により算出された住宅ローン利息相当額を、当行よりキャッシュバックするサービス (以下「本サービス」といいます。) をいいます。

第 2 条 (預金)

1. 預金の種類

<荘銀>預金連動型住宅ローンを利用するにあたり当行と締結する金銭消費貸借契約証書上の債務者 (含む、連帯債務者) および株式会社荘銀カードと締結する保証委託契約書上の連帯保証人が当行に開設している円貨普通預金のみを対象とします。ただし、円貨普通預金であっても、事業性口座は対象外とします。

2. 届出

普通預金は、所定の様式により当行に届出するものとします。

3. 口座の制限

- (1) 一つの<荘銀>預金連動型住宅ローンに登録可能な普通預金口座数は、一人1口座とし、最大3口座までとします。
- (2) 既に<荘銀>預金連動型住宅ローンに対し登録されている普通預金口座は、重ねて他の<荘銀>預金連動型住宅ローンの普通預金口座として届出・登録することは出来ません。

キャッシュバック計算対象残高

- (1) 毎月の月中の平均残高を対象とします。
- (2) その場合、円単位未満については、切り捨てといたします。

5. キャッシュバック計算対象利率

毎月の月末時点における普通預金の適用利率とします。

6. 利息

別途当行が規定する「普通預金規定」および「荘銀総合口座取引規定」に従って当行より支払うものとします。

第 3 条 (住宅ローン)

1. 住宅ローンの種類

本サービスは、<荘銀>預金連動型住宅ローンを利用の場合にのみ利用できるものとします。

2. キャッシュバック計算対象残高

- (1) 毎月の月末時点における<荘銀>預金連動型住宅ローン残高の50%を上限とします。
- (2) その場合、円単位未満については、切り捨てといたします。

3. キャッシュバック計算対象利率

毎月の月末時点における<荘銀>預金連動型住宅ローンの適用利率とします。

4. 返済

<荘銀>預金連動型住宅ローンを利用するにあたっては、当行と締結する金銭消費貸借契約証書の借入要項をもとに作成される、返済予定表に基づいた元金および利息の返済を行うものとします。

第 4 条 (キャッシュバックの方法等)

1. キャッシュバック金額の算出方法

- (1) 下記に定める計算式により算出いたします。

$$\left\{ \begin{array}{l} \text{住宅ローン残高の50\%} \\ \text{または} \\ \text{普通預金の月中平均残高} \\ \text{のいずれか低い金額} \end{array} \right\} \times \{ \text{住宅ローン金利} \\ - (\text{普通預金金利} + \text{口座管理相当分}) \}$$

- (2) 上記の計算式のうち、口座管理相当分は0.500%となります。

2. キャッシュバックの開始

- (1) <荘銀>預金連動型住宅ローンの融資実行月の翌月末日をキャッシュバックにかかる第一回目の計算基準日とし、その翌月よりキャッシュバックを開始するものとします。
- (2) 融資実行日から融資実行月末日までの普通預金の月中平均残高および融資実行月末日を基準日とした住宅ローン残高を対象に計算するキャッシュバックは行いません。

3. キャッシュバックの方法

- (1) 毎月20日 (返済日が当行の休日の場合は翌営業日とします)

に、<荘銀>預金連動型住宅ローンの返済用口座へ入金するものとします。

- (2) キャッシュバックを行う口座は前項の通りとし、複数の口座に対して実施することは出来ません。

4. その他

- (1) 月末時点で<荘銀>預金連動型住宅ローンを延滞している場合、キャッシュバックは行わないものとし、延滞が解消された場合でも遡ってキャッシュバックは行いません。
- (2) キャッシュバック計算を行うにあたり、<荘銀>預金連動型住宅ローンを利用するにあたり締結する、金銭消費貸借契約証書の「借入要項」をもとに作成される返済予定表に基づいた約定利息のみを対象とし、延滞利息や繰上返済時等における支払利息は対象外とします。
- (3) キャッシュバックについて、時期・金額等の連絡等は、当行は行わないものとします。
- (4) 内容の如何を問わず、当行はキャッシュバックに関する金額等の書面等の作成は行わないものとします。
- (5) 何らかの事情により、<荘銀>預金連動型住宅ローンの返済用口座へ入金できない場合で、当行へ届出の連絡先へ連絡を取ったにもかかわらず、お客さまと連絡が取れなかった場合、当該月のキャッシュバックは行わないものとします。

第 5 条 (届出事項の変更)

届出を行った普通預金口座に変更がある場合、所定の様式により当行に届出するものとします。

第 6 条 (終了および解約)

1. 終了

- (1) 住宅ローンの完済月の前月末日を最終の計算基準日として本サービスは終了するものとします。
- (2) この場合、完済月の前月末日の翌日から完済日までの普通預金の月中平均残高および融資完済月末日を基準日とした住宅ローン残高を対象に計算するキャッシュバックは行いません。
- (3) <荘銀>預金連動型住宅ローンを利用するにあたり締結する、金銭消費貸借契約証書の規定第6条により定める返済義務が生じた場合には、本サービスは前回のキャッシュバックをもって終了するものとします。

2. 解約

キャッシュバックサービスは<荘銀>預金連動型住宅ローンに付随するものとし、本サービスのみでの解約はできません。

第 7 条 (権利の譲渡等)

理由の如何を問わず、本サービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供することはできないものとします。

第 8 条 (合意管轄)

本契約の準拠法は、日本法とします。本サービスに関して、訴訟の必要が生じた場合には、当行本店を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第 9 条 (その他)

1. 当行は、この規定を法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに変更することがあり、係る変更が行われた場合は、本サービスの取扱いに変更後の規定に従うこととします。
2. 仮に債務者 (含む、連帯債務者) および連帯保証人との間で紛議が生じても、当行は一切責任を負わないものとします。
3. 本サービスでキャッシュバックを受けた金額に対して公租公課が課せられる場合、債務者 (含む、連帯債務者) および連帯保証人が負担するものとします。
4. 本サービスは経済・社会情勢の変化等により内容の変更・中止を行う場合があります。その場合、店頭、ホームページ等その他相当の方法にて告知するものとします。

以上